

1 いじめ防止のための基本的な方針に関する事項

（基本理念）

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

（いじめに対する教員の姿勢）

児童の成長にとって必要な場合もあるといった考えは認められないものであり、個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識をもって取り組まなければならないこと。また、教師の何気ない言動が児童に大きな影響力をもつことに十分留意し、いやしくも、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように留意すること。

2 いじめ防止のための対策に関する事項

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

（１）未然防止のための取組

① 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、ＳＣ等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止に向けた校内研修を開催する。
- ・ ＳＣ等と連携しながら、児童が自らＳＯＳを出せるように促す授業を行う。
- ・ 「いじめ防止に関する内容」を教育課程に位置付けて、系統的、継続的に実施する。
- ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるよう、発達支持的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努める。
- ・ 小中の切れ目のない支援体制を構築するために連携を促進し、学校間で情報共

有に努めるとともに、一貫したいじめ防止の対策に取り組む。

② 教育活動全体を通じた取組

- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる授業づくりに努める。
- ・ すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、児童の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう取組を進める。
- ・ 児童が他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、道徳・学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動、クラブ活動等において、内容・方法等を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた児童の主体的な取組を支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動、A F P Yを活用した体験活動等に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。

③ 家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ P T A、学校運営協議会、生徒指導連絡協議会等の関係団体や、警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 児童の校外生活について、日頃から地域の団体や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。
- ・ 人権参観日の際に、いじめの認識に関する研修時間をとる。

(2) 早期発見のための取組

① 校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、教育相談アンケートを実施するとともに、年2回の教育週間での担任等との面談に取り組むなど、担任を中心に、全教職員できめ細かく児童を見守る体制をつくる。
- ・ 開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組に加え、週1回のふりかえりアンケートの実施や教育相談等、様々な手段で児童の不安や悩みをしっかりと受け止める。
- ・ ふりかえりアンケートの内容を全教職員で共有する。

② 家庭・地域との連携

- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、児童のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

③取組内容

【いじめ調査等】

いじめの早期発見に資するために、在籍する児童及び保護者に対する定期的な調査等を実施する。

ア 児童対象のふりかえりアンケート【水曜アンケート】 毎週水曜日に実施

イ 教育相談アンケート

◎保護者用【最近の様子や近頃変わったこと】 } 年2回実施（6・11月）
◎児童用【みんなの心は元気かな？】

ウ 教育相談週間での学級担任との面談 年2回実施（6・11月）

エ Fitの活用（上学年）年3回実施（5・10・1月）

【相談体制】

ア SCによる面談

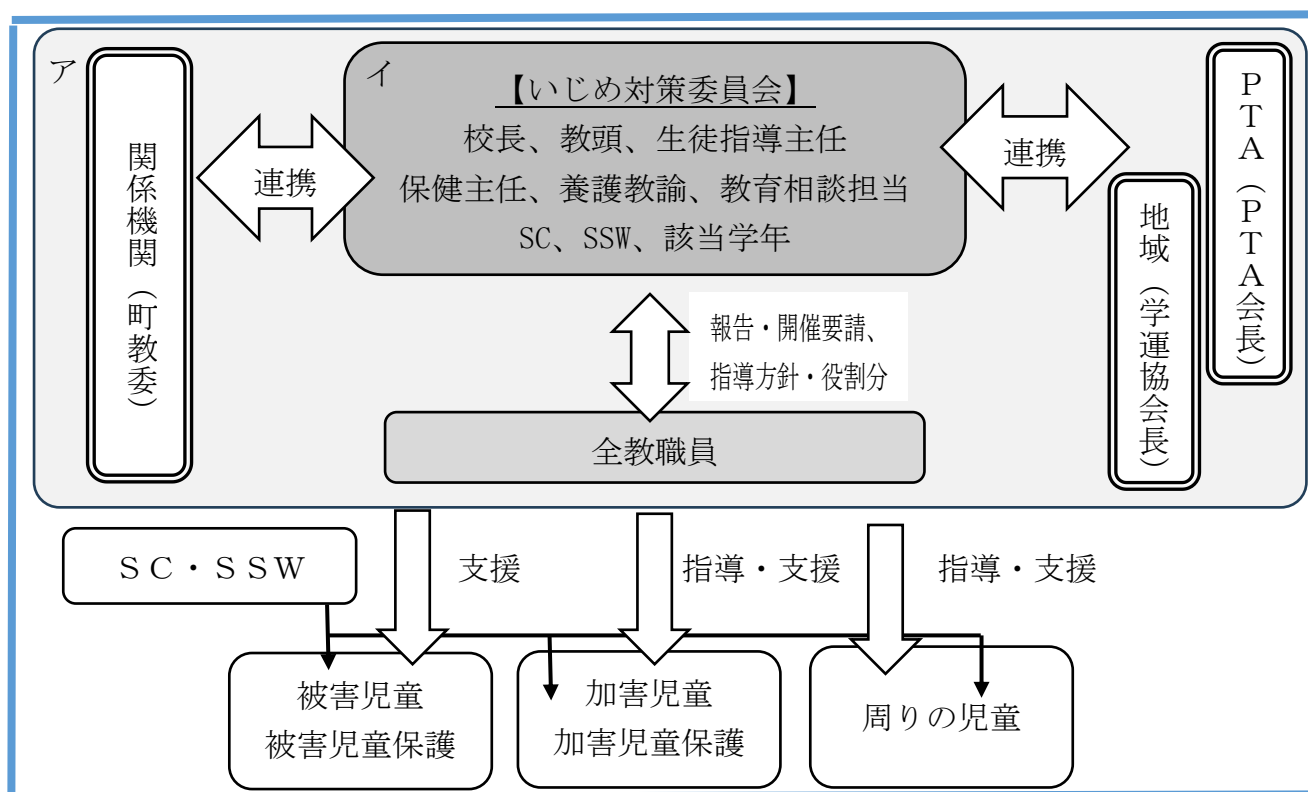
イ 教育相談窓口の設置（校長・教頭・生徒指導主任・SC）

ウ その他関係機関（町役場・子どものサポートセンター・ふれあい教育センター）

【いじめ対策委員会】

ア 年間2回開催する。

イ 校長が必要と認めたいじめ事案発生時は委員による緊急会議を行う。



（３）早期対応のための取組

① 早期対応のための本校の体制

- いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

② いじめへの対応

- ・ いじめられている児童を守り抜くとともに、いじめている児童に対しては、毅然とした姿勢で対応する。
- ・ 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる児童や、見て見ぬふりをする児童に対しても、いじめを制止するか、教職員に相談するよう指導する。
- ・ いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等、必要に応じて、ＳＣやＳＳＷ、外部専門機関との連携を図る。
- ・ インターネット、ＳＮＳ等を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた児童からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録をとる。
- ・ いじめられている児童の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、児童のためにいじめを解決していく。
- ・ いじめている児童の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識のもと、いじめの解消に向けて取り組むことを伝えるとともに、児童のよりよい成長のために協力を依頼する。

③ 地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

(4) 重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）
- いじめにより当該学校に在籍する児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間３０日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合は、学校又は町教委の判断で重大事態と認識する。）（法第２８条）

※ 児童やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに町教委に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている児童の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決

に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、町教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

(5) いじめの防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会等	保護者や外部との連携
4	全教職員共通理解 校内研修（いじめとは）	学校いじめ防止基本方針の通知 町内生徒指導担当者会議 いじめの認識に関する研修
5	校内教育支援委員会	学校運営協議会 子ども支援会議
6	校内研修（情報モラル）	町内生徒指導担当者会議 小中合同運動会
7		小中合同学校保健安全委員会 子ども支援会議 阿武中学校区生徒指導推進協議会 たくましく心豊かな阿武っ子育成協議会
8	第1回阿武小学校いじめ対策委員会 （SC 来校時に実施・未定）	
9		子ども支援会議
10	校内研修（事例検討会）	学校運営協議会
11	校内教育支援委員会 第2回阿武小学校いじめ対策委員会 （SC 来校時に実施・未定）	子ども支援会議
12		学校運営協議会 町内生徒指導担当者会議
1	校内教育支援委員会	学校保健安全委員会 子ども支援会議
2		学校運営協議会 たくましく心豊かな阿武っ子育成協議会 町内生徒指導担当者会議 子ども支援会議
3		

3 阿武小学校相談窓口

本校では、児童や保護者の不安や悩みを受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、相談窓口を設置し、必要に応じてＳＣやＳＳＷ等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

阿武小学校	電話０８３８８－２－２０３１	FAX０８３８８－２－２３３１
-------	----------------	-----------------

※関係機関等の相談窓口

○ こどもの人権１１０番（山口地方法務局）	０１２０－００７－１１０
○ ２４時間子どもＳＯＳダイヤル	０１２０－０－７８３１０
○ サイバー犯罪相談電話（山口県警本部）	０８３－９３３－０１１０
○ ふれあいテレホン（阿武町）	０８３８８－２－３１７６
○ ふれあい総合テレホン（ふれあい教育センター）	０８３－９８７－１２４０
○ ヤングテレホン・やまぐち（山口県警少年課）	０１２０－４９－５１５０
○ 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課）	０８３－９３３－４５３１
○ ふれあいメール（ふれあい教育センター）	soudan@g.ysn21.jp